

賃上げ促進税制の概要

中小企業向けのみ対応

2023.03.25

©大越映明税理士事務所

令和4年度の税制改正により、中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に引き上げた上で、適用期限を1年延長（令和6年3月31日）されました。

		〈改正前〉		〈改正後〉	
【適用要件】					
■ 給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額:対前年度増加率1.5%以上		● → (変更なし)	
【税額控除】		【控除率最大25%】		【控除率最大40%】	
■ 控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額		● → (変更なし)	
■ 控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ(賃上げ)	+10%	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率 2.5%以上	+15%	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率 2.5%以上
	上乗せ(教育訓練費)		教育訓練費増加等の要件の充足*1 <small>かつ</small>	+10%*2	教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■ 控除上限額		当期の法人税額×20%		● → (変更なし)	

※1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

①教育訓練費の対前年度増加率10%以上

↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後：明細書の保存）が必要

②中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正後：廃止）

※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%

《財務省HPより図表抜粋》

ただし適用対象者は、

青色申告書を提出する

中小企業者

- ①資本金等が1億円以下の法人（一定の被支配法人を除く）または資本金等がなく常時使用従業員数1,000人以下の法人
- ②常時使用従業員数1,000人以下の個人事業主

対象期間は、

- ①令和4年4月1日～令和6年3月31日開始事業年度
（改正前：平成30年4月1日～令和3年3月31日開始事業年度）
- ②個人事業主は令和5年分～6年分
（改正前：令和1年分～令和4年分）

(参考) 制度の変遷



H30.4.1

開始事業年度であることに注意

継続雇用者給与支給額が
対前年度比1.5%以上増加
継続雇用者給与支給額が
対前年度比2.5%以上増加
+一定の要件(教育訓練
費10%以上増加等)

給与総額の増加額
×15%を税額控除

給与総額の増加額
×25%を税額控除

控除前税額と特別
控除合計上限額が
あることに注意

前年度からの継続
雇用の雇用保険一
般被保険者のみが
継続雇用者に該当

R3.4.1

給与総額が対前年度比
1.5%以上増加
給与総額が対前年度比2.5%
以上増加+一定の要件(教育
訓練費10%以上増加)

給与総額の増加額
×15%を税額控除

給与総額の増加額
×25%を税額控除

R4.4.1

給与総額が対前年度比
1.5%以上増加
給与総額が対前年度比
2.5%以上増加
教育訓練費が対前年度比
10%以上増加

給与総額の増加額
×15%を税額控除

給与総額の増加額
×30%を税額控除

給与総額の増加額
×25%を税額控除

合わせて40%

教育訓練費増加のみ
で上乗せ可能になり
ました

R6.4.1

(最後に)

この資料は、わかりやすくするために概要の説明のみに終始したまいようとなっておりますので、従業員雇用や賃上げ等の重要な意思決定にあたっては、お近くの税理士に十分に説明した上相談するようお願い申し上げます。また、この資料によるいかなる損害等も責任を負いかねますので、ご了承ください。

(参考)

執筆にあたり参考にしました資料として、以下の通り紹介しておきますので宜しければご参照ください。

国税庁 (タックスアンサー)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5927-2.htm>

中小企業庁

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>